

平成16年度

## 包括外部監査の結果及び意見の概要

八尾市公共下水道事業及びその他の  
下水処理に関連する事業について

八尾市包括外部監査人

公認会計士 武田宗久



## 目 次

第1	外部監査の概要	1
I	外部監査の種類	1
II	選定した特定の事件（監査テーマ）	1
1	外部監査の対象	1
2	外部監査対象期間	1
3	外部監査対象部署	1
III	監査テーマを選定した理由	1
IV	外部監査の方法	2
1	監査の視点	2
2	主な監査手続	2
V	外部監査の実施期間	3
VI	外部監査人補助者の資格と氏名	3
VII	利害関係	3
第2	八尾市の下水処理の概要	3
I	汚水処理の現状	3
II	八尾市における下水道の概要	4
1	下水道計画の概要	4
2	下水道整備の状況	5
III	八尾市公共下水道事業特別会計の収支概要	5
1	決算状況	5
第3	外部監査の結果	6
第4	意見の要約	7
<歳入関連項目>		
I	下水道使用料の金額	7
II	下水道使用料の徴収事務の委任	10
III	下水道使用料の料金滞納の管理	11
IV	一般会計からの繰入金	12
V	下水道利用（水洗化向上）の促進	12
VI	受益者負担金	14

<歳出関連項目>

VII	流域下水道等負担金.....	15
VIII	経費削減対策.....	17
	1. 人件費.....	17
	2. 不明水減少対策.....	18
IX	契約事務.....	19

<全体的項目>

X	下水処理に関する計画.....	21
XI	公共下水道事業特別会計の財政及び地方債.....	23

数値は四捨五入で記入している。報告書中の表の合計は、端数処理の関係で総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

# 第1 外部監査の概要

## I 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項、第2項及び八尾市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

## II 選定した特定の事件（監査テーマ）

### 1. 外部監査の対象

八尾市公共下水道事業及びその他の下水処理に関連する事業について

### 2. 外部監査対象期間

原則として平成15年度を監査対象期間としたが、必要に応じて平成16年度の監査現場での作業実施時点以前及び平成14年度以前も含めた。

### 3. 外部監査対象部署

下水道部及び下水処理関連事業実施部署

## III 監査テーマを選定した理由

八尾市の下水道事業は昭和35年度に市中央部から着手している。八尾市においては地理的にその大部分が低平地で雨水を自然放流できない「内水域」であることから、市街地における浸水防除を主目的に事業がスタートしたものであるが、この他、下水道には、汚水排除による公衆衛生の向上・生活環境の改善、公共用水域の水質保全という目的があり、下水道事業は、快適な市民生活を送るための生活環境整備のための重要な事業である。

さらに、下水道には、近年の社会経済の発展や変化に伴い、環境負荷の低減及び処理水等の再利用による循環型社会への貢献など、多様な機能が期待されている。

平成15年3月末の大阪市を除く大阪府平均の下水道整備人口普及率83.0%に対し八尾市の普及率は65.3%であり、府平均よりかなり低い状態である。

平成14年度の公共下水道事業特別会計の歳出決算額は約180億円、同年度末の市債残高は約977億円で、歳出規模は市全体の約10%であるが、市債残高は市全体の40%強を占めている。また、一般会計から同特別会計への繰入金は平成14年度約53億円で、その額は近年増加傾向にある。

八尾市は、今後も下水道の整備を進める予定と思われるが、そのためには相当の資金負担が必要と考えられる。しかし、八尾市全体の財政を考慮した場合、事業遂行に当たっては今以上に効率的・効果的な取組みに努め、一般会計の負担を減少させることが求められる。

また、下水道未整備地域及び下水道整備地域内の下水道未利用住宅等においては、下水の処理は合併処理浄化槽、単独処理浄化槽又はくみ取りによっており、これら  
の方法による処理人口も相当数存在している。

このような状況下において、八尾市の下水道事業及びその他の下水処理に関連する事業における財務事務が関係諸法令に準拠し適正に執行されているか、最小の経費で最大の効果を挙げるよう効率的執行に努めているか、一般会計から公共下水道事業特別会計への繰入金は法令等に準拠したものであるか、将来における市債の返済計画が合理的に立案されているかなどについて監査を実施することが有用である  
と考え監査テーマとして選定したものである。

#### IV 外部監査の方法

##### 1. 監査の視点

八尾市公共下水道事業及びその他の下水処理に関連する事業について、主に次の視点から監査を実施した。

##### (1) 下水処理事業全般

① 八尾市全域の下水処理に関し、中期・長期の事業計画（下水処理区域計画、下水処理人口計画等）が策定されているか。

##### (2) 公共下水道事業

① 公共下水道事業計画は、八尾市全域の下水処理計画に基づき立案されているか。また、下水道の施設整備は、公共下水道事業計画に準拠して進められているか。

② 市債の発行及び償還は長期の合理的な計画に基づいてなされているか。

③ 下水道使用料の決定方法及び徴収事務は適切になされているか。

④ 一般会計から公共下水道事業特別会計への繰入金は法令又は一定の基準により適切に算定されているか。

⑤ 下水道供用区域内における水洗化向上対策は十分に行われているか。

⑥ 受益者負担金の徴収事務は適切になされているか。

⑦ 管理費及び流域下水道事業費の支出事務は適切になされているか。また、その事務は効率的になされているか。

⑧ 工事請負及び委託契約事務は適正かつ効率的になされているか。

##### 2. 主な監査手続

上記の監査の視点に基づき、関係者への質問、関係書類・帳票類等の閲覧・突合等を実施し、その実態を調査・検討した。

## V 外部監査の実施期間

平成16年4月1日から平成16年12月26日まで

## VI 外部監査人補助者の資格と氏名

弁護士：1名（織田貴昭）

公認会計士：5名（山田拓幸、小幡寛子、奥谷恭子、寺門知子、寺川徹也）

その他：1名（津嶋朋子）

## VII 利害関係

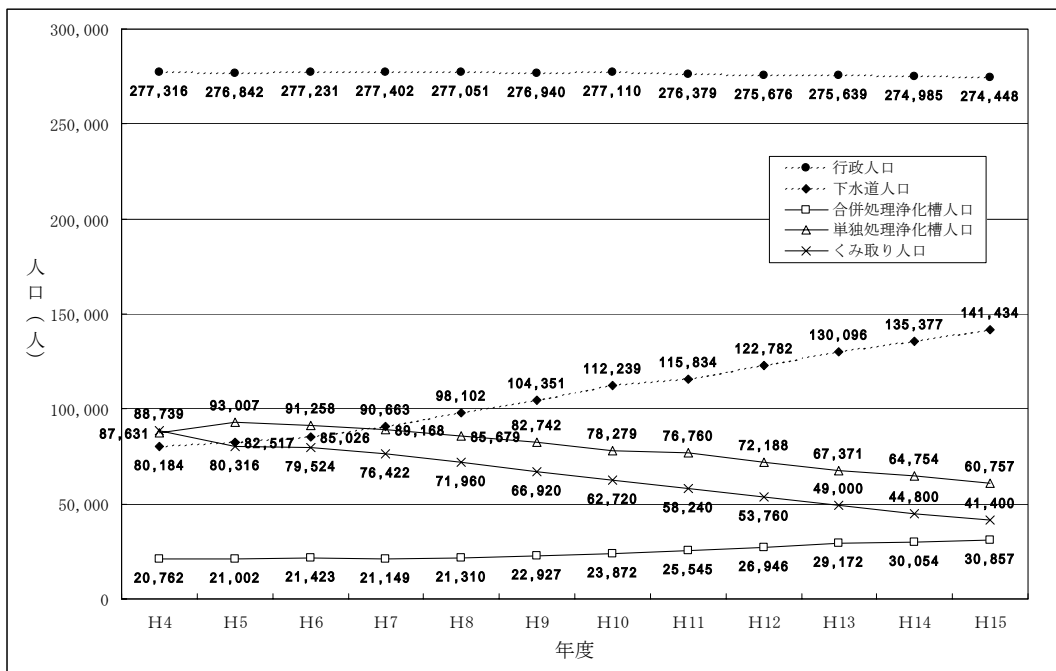
包括外部監査の対象とした事件につき、外部監査人及び補助者は地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

## 第2 八尾市の下水処理の概要

### I 汚水処理の現状

八尾市において、し尿及び生活雑排水の処理方法は、下水道のほか、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及びし尿くみ取りがある。なお、後者二者は、し尿のみの処理で、生活雑排水の処理はなされず未処理のまま河川等に流れている。

八尾市の汚水処理形態別人口の推移は、次のとおりである。



平成 15 年度末で、水洗化・生活雑排水処理人口率は 63%、単独処理浄化槽により水洗化はされているが生活雑排水未処理の率 22%、非水洗かつ生活雑排水未処理の率 15%となっている。

## II 八尾市における下水道の概要

### 1. 下水道計画の概要

#### (1) 下水道計画(全体計画等)の概要

八尾市の下水道計画の概要は次のとおりである。

項 目	合流・ 分流区分	全体計画			都市計画決定			都市計画法及び下水道法事業認可		
		計画面積 (ha)	計画人口 (人)	計画下水道量 日最大(m <sup>3</sup> /日)	計画面積 (ha)	計画人口 (人)	計画下水道量 日最大(m <sup>3</sup> /日)	計画面積 (ha)	計画人口 (人)	計画下水道量 日最大(m <sup>3</sup> /日)
平野処理区 公共下水道	合流	70	6,600	3,795	70	6,600	3,795	70	6,600	3,795
寝屋川南部流域 関連公共下水道	合流 一部分流	3,412	313,100	205,853	2,647	291,300	193,322	2,647	291,300	193,322
大和川下流西部 流域関連公共下水道	分流	4	200	115	4	200	115	—	—	—
大和川下流東部 流域関連公共下水道	分流	1	100	58	1	100	58	—	—	—
合 計		3,487	320,000	209,821	2,722	298,200	197,290	2,717	297,900	197,117

市の行政区域面積は 4,171ha であり、下水道全体計画面積 3,487ha は行政区域の 83.6%である。また、平成 15 年度末の行政区域内人口は 274,448 人で、そのうち全体計画区域内には 99%以上、都市計画決定区域内（市街化区域と一致）には約 96%が居住している。

八尾市の下水道は地理的にその大部分が、低平地であり、雨水が自然に河川に流れ込まない「内水域」であることと同時に、上位計画である大阪府の流域下水道計画との整合を図り、主に浸水対策を優先的に進める方針から、多くの区域で合流式<sup>(注)</sup>を採用している。

(注) 下水の排除方式には、汚水と雨水とを別々の下水管渠で収集する「分流式」と同一の管渠を用いる「合流式」とがある。

#### (2) 下水道整備の実施計画

八尾市総合計画の第 4 期実施計画書（平成 16 年 3 月策定）においては、平成 22 年度の下水道整備目標値を 85%と設定している。

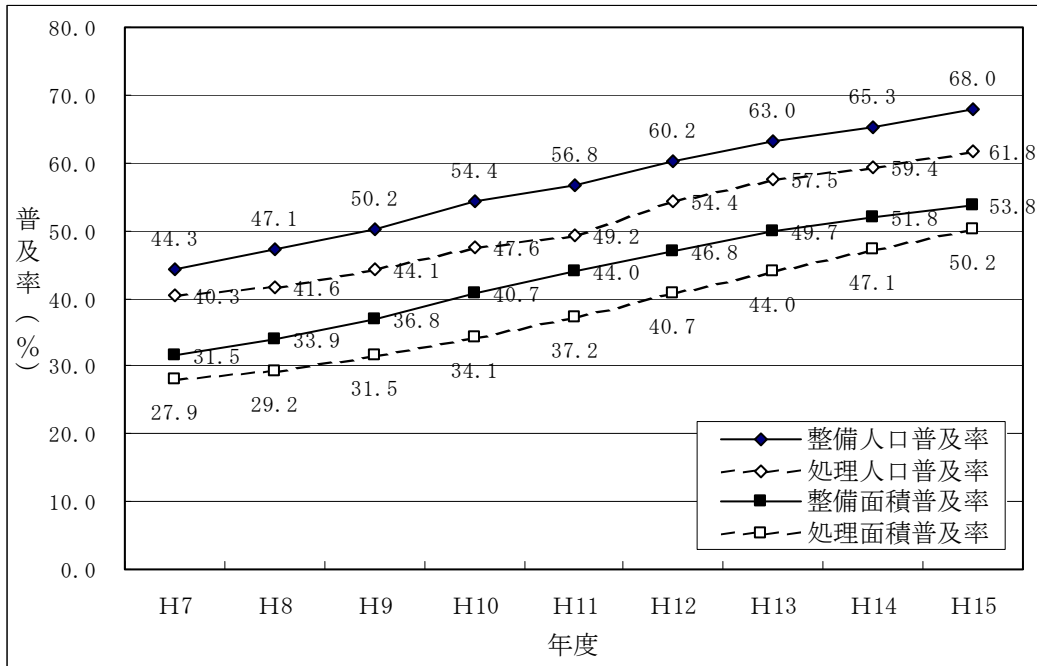
また、具体的整備箇所計画として、市内地図に今後 3 年間の整備予定箇所を色分けした「公共下水道整備計画・八尾市下水道計画一般平面図」を市民に公表している。なお、予算で公表されているのは通常の前年度中に翌年度の予算を策定する）によるもののみである。



## 2. 下水道整備の状況

### (1) 下水道人口普及率及び面積普及率

下水道の整備人口普及率<sup>(注1)</sup>、処理人口普及率<sup>(注2)</sup>、整備面積普及率<sup>(注3)</sup>及び処理面積普及率<sup>(注4)</sup>は次のとおりである。



(注1)整備人口普及率：下水道整備済区域内の人口÷行政人口×100

(注2)処理人口普及率：下水道処理公示済み区域内の人口÷行政人口×100

(注3)整備面積普及率：下水道整備済区域面積÷下水道全体計画面積×100

(注4)処理面積普及率：下水道処理公示済区域面積÷下水道全体計画面積×100

## Ⅲ 八尾市公共下水道事業特別会計の収支概要

### 1. 決算状況

八尾市の公共下水道事業は、八尾市公共下水道事業特別会計（以下「下水道特別会計」という。）として予算及び決算が実施されている。

下水道特別会計の歳入・歳出決算の5年間の推移は次のとおりである。

項目	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	H15/H11率
歳入総額 (A)	22,325	19,952	18,480	18,232	17,908	80%
歳出総額 (B)	22,177	19,804	18,266	17,994	17,603	79%
歳入歳出差引額 (C=A-B)	148	148	214	239	304	206%
翌年度繰越すべき額 (D)	140	142	133	95	84	60%
実質収支 (E=C-D)	8	7	80	144	221	2793%
単年度収支 (F=E-前年度E)	△ 50	△ 1	74	64	77	

管理運営費に関する歳入・歳出

(単位：百万円)

項目	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	H15/H11率
歳入	5,905	6,339	6,734	7,298	7,726	131%
下水道使用料	1,781	1,986	2,132	2,288	2,425	136%
国庫補助金	6	8	2	0	—	0%
その他収入	295	401	292	218	172	58%
繰越金	58	8	7	80	144	249%
一般会計繰入金	3,765	3,937	4,302	4,712	4,984	132%
歳出	5,897	6,332	6,653	7,154	7,505	127%
管理費	377	392	389	380	362	96%
流域下水道維持管理負担金	1,255	1,203	1,143	1,096	1,071	85%
公債費	4,265	4,737	5,121	5,678	6,071	142%
元金償還額	1,439	1,772	2,127	2,629	3,090	215%
利子及び諸費	2,826	2,965	2,994	3,049	2,982	106%
差引	8	7	80	144	221	2700%

建設事業費に関する歳入・歳出

(単位：百万円)

項目	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	H15/H11率
歳入	16,420	13,613	11,746	10,934	10,182	62%
受益者負担金	246	282	286	233	209	85%
国庫補助金	4,433	3,558	3,038	2,809	2,555	58%
府支出金	56	114	25	—	—	0%
その他収入	44	216	74	81	33	74%
市債	10,351	8,477	7,467	7,043	6,628	64%
繰越金	206	140	142	133	95	46%
一般会計繰入金	1,083	825	715	635	662	61%
歳出	16,280	13,472	11,613	10,839	10,099	62%
管渠築造費(公共下水道)	14,557	12,086	10,107	9,468	8,613	59%
流域下水道建設負担金	1,723	1,386	1,506	1,371	1,486	86%
差引繰越すべき金額	140	142	133	95	84	60%

市債残高

(単位：百万円)

項目	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	H15/H11率
市債残高(各年度末)	81,269	87,974	93,314	97,728	101,267	125%

### 第3 外部監査の結果

外部監査の結果として、記載すべき事項はない。

## 第4 意見の要約

### <歳入関連項目>

#### I 下水道使用料の金額

##### 1. 概要

市は下水道の使用料を算定する際には、第1次下水道財政研究委員会（昭和36年）の提言に基づいて、雨水に関する経費は公費（一般会計負担）で、汚水に関する経費は私費（使用料）で負担するという経費負担区分の考え方を基本としている。また、一般行政経費は、地方財政法でいう「公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」であるとして公費負担としている。

現在の下水道使用料の料金体系は平成12年度に改定された料金体系である。平成12年度の使用料改定は、平成12年度から平成14年度の3年間の下水道管理運営に関する財政計画を策定して決定されている。

##### 2. 意見

#### (1)平成12年度下水道使用料改定の経費負担区分に関する問題点

##### ① 維持管理費中の一般行政経費の負担区分

##### (A)環境対策費

環境対策費（使用料改定時の3年間計画値131,309千円）の主な内容は、悪臭防止を目的とした浄化施設の活性炭入れ替え費用、終末処理場の屋上公園管理費用及び処理場施設の修景費用である。

このうち、浄化施設の活性炭入れ替え費用（参考：平成15年度の金額約19百万円）については、汚水に関する経費であり私費負担が必要と考える。

##### (B)協会負担金等

下水道協会等への協会負担金（使用料改定時の3年間計画値9,256千円）の主な内容は、地方公共団体としての会費負担、公共下水道管理者としての国の施策に関する情報入手及び技術取得等の職員研修ということである。

このうち、情報入手及び職員研修については、雨水・汚水両方にかかる経費であり、公費私費両方の負担が必要な経費であると考えられる。

##### (C)水洗化推進員報酬

水洗化推進員の業務内容は各種調査や水洗化促進のための啓発などの活動であるため、下水道事業の管理に附随して公共下水道管理者が実施する事務と捉え、汚水に関する経費であるとするのが適当と考える。水洗化推進員報酬（使

用料改定時の計画値 14,978 千円) は、私費負担が適当と考える。

② 資本費の汚水経費のうち3割を公費負担とすること

平成12年度の使用料改定計算においては、原則私費負担とすべき「汚水資本費」の3割(使用料改定時の3年間計画値、流域分1,107,457千円、大阪市分14,961千円)を公費負担とした。これは、仮に汚水資本費を全額使用料対象経費として料金改定率を計算すると28.6%となり、これでは使用料の改定幅が大きすぎると判断し、改定幅を小さくするために採用したとのことである。

公費負担を増加させたことは、市民の税金で負担する部分を増加させたということであり、結果的に下水道を使用していない市民の負担が多くなる。今後の料金改定においては、原則どおり、汚水に係る経費は利用者負担として、使用料対象経費に含めるべきと考える。

(2)平成12年度下水道使用料改定時の計算上の問題点

① 有収水量と使用料収入の予測方法

(A)検討

平成12年度使用料改定時の計画策定期間の「有収水量及び使用料収入の計画と実績との比較」及び監査人が実施した「有収水量計画実績差異分析」の結果は次のとおりである。

有収水量と使用料収入との計画と実績との比較

年 度	① 計 画		② 実 績		差 異			
	有収水量 (m <sup>3</sup> )	使用料収入 (千円)	有収水量 (m <sup>3</sup> )	使用料収入 (千円)	有収水量 (② - ①)	増減率 (増減値/ 計画値)	使用料 収入 (② - ①)	増減率 (増減値/ 計画値)
平成12年度	15,818,935	1,936,438	16,386,656	1,985,256	567,721	3.6%	48,818	2.5%
平成13年度	16,639,691	2,106,803	16,973,987	2,131,647	334,296	2.0%	24,844	1.2%
平成14年度	17,465,976	2,191,178	19,955,860	2,288,333	2,489,884	14.3%	97,155	4.4%
計	49,924,602	6,234,419	53,316,503	6,405,236	3,391,901	6.8%	170,817	2.7%

(注)平成14年度の有収水量及び使用料収入の増加原因

平成14年度は、有収水量の増加率が14.3%、使用料収入の増加率が4.4%と、実績値の計画値に対する増加率が他年度に比較して特に大きくなっている。その原因は、平成14年度に使用料徴収体系を4カ月検針2カ月徴収から、2カ月検針毎月徴収に変更したためと考えられる。

有収水量計画実績差異分析

年度 水量 ランク	平成12年度		平成13年度		平成14年度	
	水量	比率差異量	水量	比率差異量	水量	比率差異量
	(実績-計画値)	水量差異量	(実績-計画値)	水量差異量	(実績-計画値)	水量差異量
0～10	295,725	94,914 200,812	399,766	282,875 116,891	1,453,645	523,979 929,666
11～20	170,078	31,638 138,440	177,876	99,838 78,038	808,011	192,126 615,885
21～30	51,063	△ 15,819 66,882	16,591	△ 16,640 33,231	271,622	0 271,622
31～50	16,798	△ 15,819 32,616	△ 34,452	△ 49,919 15,467	99,492	△ 69,864 169,356
51～100	19,277	0 19,277	△ 15,220	△ 33,279 18,059	37,847	△ 34,932 72,779
101～250	17,995	0 17,995	△ 14,773	△ 33,279 18,507	56,637	△ 34,932 91,569
251～500	27,318	15,819 11,499	13,650	0 13,650	68,645	△ 17,466 86,111
501～1000	21,781	0 21,781	6,423	0 6,423	36,457	△ 34,932 71,389
1001以上	△ 52,314	△ 110,733 58,418	△ 215,564	△ 249,595 34,032	△ 342,470	△ 523,979 181,509
計	567,721	0 567,721	334,296	0 334,296	2,489,884	0 2,489,884

(注) 比率差異量=総有収水量計画値×(実績構成率-計画構成率)  
水量差異量=(総有収水量実績値-総有収水量計画値)×実績構成率

差異分析表の比率差異量に注目すると、各年度とも、低い水量ランクの比率差異量がプラスで、高い水量ランクはマイナスの傾向がある。比率差異量のプラスは、実績構成率が、計画構成率より高い場合である。

(B)意見

八尾市は累進使用料体系であるため、低い水量ランクの有収水量が増加有収水量の大部分を占めている場合、全体の有収水量が計画どおりに増加しても使用料収入が計画どおりに増加しない可能性がある。

今後は、各年度に下水道使用開始するのはどういう者か（例えば家庭、工場など）という点を調査の上、水量ランクごとに有収水量の予測を行い、使用料収入見込額を計算すべきと考える。

② 公衆浴場の有収水量及び使用料収入の取扱い

平成12年度の料金改定において公衆浴場の使用料の改定は行われなかったが、平成12年度改定時の有収水量の予測値は浴場の有収水量込みの数値になっている。理論的には、使用料収入の計算に当たっては、据え置き金額で計算するべきと考える。(平成12年度から平成14年度の公衆浴場の有収水量実績は、314千

m<sup>3</sup>、使用料収入実績は、7,017千円であった。)

## Ⅱ 下水道使用料の徴収事務の委任

### 1. 概要

下水道使用料の徴収事務を八尾市水道事業管理者に委任している。

徴収事務委託料の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
徴収事務委託料	68,628	72,511	73,993	75,763	79,798

具体的な委託料金額は次のとおり算定されている。

予算要求時の見込金額（上半期実績額に下半期見込額を加えた金額）に対し、下水道比率（下水道調定件数÷上水道調定件数）を乗じ、負担率1/2を乗じた金額につき、さらに水道事業管理者との協議により調整された金額（以下「算定基準額」という。）のうち、下水道部で予算手当された額（以下「決定額」という。）となっている。

### 2. 意見

#### (1) 費用負担が必要なもの

##### ① 滞納督促業務費（一般諸経費）

滞納料金督促業務等の委託料（水道事業管理者が民間業者に委託）の平成15年度の算定基準額は11,169千円であるが、決定額はゼロである。

滞納督促業務費は料金徴収に必要な直接的経費であるので、下水道事業としても費用負担した上で、それを段階的に使用料に反映していくべきと考える。

##### ② 量水器維持管理費及び一般諸経費（上記①を除く）

量水器維持管理費（取替修繕費、減価償却費）及び一般諸経費（庁舎維持管理費、機械装置減価償却費、一般管理費等）について、決定額はゼロ又は算定基準額より少ない金額となっている。使用料徴収に関する経費を上下水道で負担しあうという原則を考えるに、これらの費用についても負担の上、それを下水道使用料に反映していくべきと考える。上記費用項目について、算定基準額のうち決定額に含まれていないものの合計額は、31,514千円である。

### Ⅲ 下水道使用料の料金滞納の管理

#### 1. 概要

##### (1) 料金滞納への対応

下水道使用料の滞納については、法的には、延滞金の賦課・徴収、督促、強制徴収等が認められている。しかし、使用料の滞納への対応としては、水道局による給水停止<sup>(注)</sup>の措置が最も効果的・効率的と考えており、延滞金の賦課・徴収、強制徴収等は行っていないとのことである。

(注)「八尾市水道事業の水道料金の滞納者に係る給水停止に関する事務取扱要領」によると、給水停止基準は、次のいずれかに該当するときと定められている。

- 1) 料金を6カ月以上に渡って滞納したとき。
- 2) 料金の滞納が総額10万円以上になったとき。
- 3) その徴収の時期を失すると徴収し得ないと判断されるとき。
- 4) その他営業課長が特に悪質な滞納者と認めたとき。

##### (2) 平成15年度末の発生年度別下水道使用料滞納金残高

発生年度	件数 (件)	金額 (千円)
平成11年度	742	4,609
平成12年度	974	6,228
平成13年度	1,005	6,649
平成14年度	3,478	17,631
合計	6,199	35,119

#### 2. 意見

##### (1) 給水停止執行までの期間短縮及び現地訪問の早期化

現在の滞納者への対応スケジュールによると、下水道使用料と同時に徴収される水道料金の滞納に対して給水停止執行が行われるのは約9カ月半経過後である。

給水停止執行を例えば4カ月(現状6カ月)に短縮し、さらに6カ月分の催告を行った日から給水停止執行までの期間を半月(現状は1カ月半)に短縮すると、使用料滞納発生日から7カ月で給水停止執行ということになる。この給水停止執行までの2カ月半の短縮は、例えば無断転出者の早期判明に有効であり、回収不能額を減らす効果が期待できる。

同時に、滞納者への現地訪問による催告を「4カ月以上」から「3カ月以上」に早めることにより滞納額が減少すると予測される。下水道使用料滞納額の早期回収の為には、給水停止執行までの期間の短縮及び現地訪問の早期化が有効と考える。

## IV 一般会計からの繰入金

### 1. 概要

下水道事業の公費負担部分が一般会計から繰入れられるが、これには基準内繰入と基準外繰入がある。基準内繰入は、総務省により毎年度通知される繰出基準により定められている。基準外繰入は、地方財政法の規定に抵触しない経費、すなわち、下水道事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費について市が独自に繰入れているものである。

### 2. 意見

#### (1)平成 13 年度基準外繰入金

平成 13 年度のみ、管理運営費の基準外繰入金として、汚水資本費の一部 52,686 千円が一般会計より繰入されている。

しかし、平成 13 年度については単年度収支は 73,592 千円の黒字であり、結果的には、基準外繰入の 52,686 千円は必要がなかったと思われる。

## V 下水道利用（水洗化向上）の促進

### 1. 概要

#### (1)下水排水設備の設置及び水洗便所改造義務に関する法律

下水道法では公共下水道の供用が開始された場合、当該公共下水道の排水区域内の土地所有者等に対して排水設備の設置義務、及び同区域内にくみ取り便所が設置されている建築物所有者に対して水洗便所への改造義務（3年以内）を課している。

#### (2)八尾市の下水道利用状況

八尾市の下水道供用開始区域内における下水道利用状況は次のとおりである。

区 分		H11年度末	H12年度末	H13年度末	H14年度末	H15年度末
行政人口(人)	A	276,379	275,676	275,639	274,985	274,448
処理区域内人口(人)	B	135,848	150,087	158,547	163,370	169,485
処理区域内戸数(戸)	C	40,236	44,332	47,870	50,800	53,352
公示3年経過戸数(戸)	D	32,326	35,600	39,294	42,651	46,258
Bのうち水洗化人口(人)	E	115,834	122,782	130,096	135,377	141,434
Cのうち水洗化戸数(戸)	F	34,165	37,380	40,274	42,846	45,232
Dのうち水洗化戸数(戸)	G	30,582	33,381	36,365	39,176	42,056
人口普及率	B/A	49.2%	54.4%	57.5%	59.4%	61.8%
水洗化(人口)率	E/B	85.3%	81.8%	82.1%	82.9%	83.4%
水洗化(戸数)率	F/C	84.9%	84.3%	84.1%	84.3%	84.8%
水洗化(戸数)率(3年経過後)	G/D	94.6%	93.8%	92.5%	91.9%	90.9%

(注)水洗化(戸数)率(3年経過後)は、下水道供用開始公示後3年経過後の水洗化の状況である。



水洗化（人口）率の全国平均（平成 14 年度末）は 91.2%、大阪府平均（平成 15 年度末）は 92.0%である。

## 2. 意見

### (1) 水洗化向上の必要性

八尾市の水洗化率は他市町村と比べて決して高いものではなく、むしろ低い。水洗化されないことは、整備施設が有効に利用されず下水道の本来の目的を達成していないことであり、また市は予定した収入が獲得できず市財政にも影響を与える。さらなる水洗化促進策を実施し水洗化率の向上に努めることが求められる。

### (2) 水洗化促進策の提案

水洗化促進策として、現在市が行っている対策以外に次の事項を提案する。

#### ① 具体的な目標設定

八尾市総合計画の第 4 期実施計画の中で、平成 22 年度の水洗化戸数目標値を 62,774 戸としている。しかし、この目標戸数は水洗化率何%になるかが算定されていない。

水洗化率の向上目標値を設定したうえで、戸数を具体的目標値とすることが望ましい。その目標値を達成するためには区域別により細かい目標の設定（例えば、3 年経過時までの目標値、3 年経過住戸に対する目標値、くみ取便所を対象とした目標値等）し、それぞれの区域について実施責任者の設定が必要と考える。

#### ② 「3 年以内の水洗便所改造が義務であること」の説明の徹底

「供用開始のお知らせ」及び 2 年経過後に配る「水洗化通知文」に、下水道法により水洗便所への改造が義務付けられていることの記載がない。これら通知等に、水洗便所改造が義務であること、義務を怠ると改造命令を発することもある旨を記載し、説明を徹底することが必要である。

#### ③ 3 年の義務化内における早期の水洗化促進

くみ取便所の水洗化義務期限（3 年）を待たずに早期に水洗化することが、環境改善、下水道施設有効利用及び下水道収入の増加に繋がるものである。

現在は、水洗便所改造補助金を改造工事 1 件につき 10 千円とし、3 年以内の工事すべてに一律助成しているが、早期水洗化促進のためには、初年度に補助金を厚くし、2 年目、3 年目と段階的に減額する方法が望ましいと考える。

#### ④ 供用開始3年経過後の対応

市は3年経過後においても不定期に戸別訪問を実施しているようであるが、一斉に戸別訪問を実施し、未改造理由を再度確認することを提案する。そして、水洗便所普及促進要領の記載どおり「改造意欲のない者については改造命令を発する。改造しないことにつき客観的理由を有する者については、改造を妨げている事由を適確に把握し個別的にキメ細かく対応する」ことが必要と考える。

また、単独処理浄化槽では生活雑排水は処理されておらず環境に悪影響を与えていることを十分に説明し積極的に指導を行うことが求められる。

さらに、合併処理浄化槽の一般家庭においては、下水道使用料は浄化槽の維持管理費用と比べ決して高くないこと、ケースによっては安いこともありうることを十分説明して水洗化を勧める等、対象者にきめ細かく個別対応することが必要と考える。

#### ⑤ し尿処理手数料の見直し

八尾市のし尿処理手数料は一般家庭（4人）で年額14.4千円、これに対し下水道使用料は月20m<sup>3</sup>で年額21千円である。市域全体の平成14年度のし尿収集・運搬費用の1件当たり平均金額は約52千円となっているが、政策的配慮から料金はそれ以下に決定されているものと思われる。

しかし、下水道整備区域においては、下水道利用者との公平性の観点も考慮にいて、し尿処理手数料を設定すべきものとする。その方法として、し尿処理費用を下水道整備区域と未整備区域の費用に区分して把握したうえ、下水道整備区域のし尿処理費用を賄えるようにし尿処理手数料を設定することが望ましい。

## VI 受益者負担金

### 1. 概要

#### (1) 受益者負担金の目的及び金額

八尾市は、「八尾都市計画下水道事業受益者負担に関する条例」の規定により、下水道事業による環境の改善、利便性・快適性の向上、土地利用の増進などの事業に伴って利益を受ける者に、事業の一部を受益者負担金として負担させており、それを、下水道の建設財源として役立てている。受益者負担金の平成15年度の収納状況は次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	現年度分	滞納繰越分	合 計
調定額	210,013	4,661	214,674
収入済額	208,166	1,050	209,216
不納欠損額	0	438	438
収入未済額	1,847	3,173	5,020
収納率	99.1%	22.5%	97.5%

## 2. 意見

### (1) 収納率のさらなる向上

八尾市の受益者負担金の収納率は比較的高い。これは、一括納付の報奨金が負担金の額の18%相当額と高い率であるため、一括納付者が多いことが主原因と思われる。

しかし、公平性の観点からは、収納率をさらに100%に近づけることが求められるため、未納者に対する対応をより厳しく行う必要がある。

## < 歳出関連項目 >

## VII 流域下水道等負担金

### 1. 概要

#### (1) 流域下水道等負担金の推移

八尾市は流域下水道及び大阪市公共下水道を利用するに当たり、費用の一部を負担している。各流域下水道負担金及び大阪市公共下水道負担金（以下「流域下水道等負担金」という。）の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

流域等	費用区分	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	5年間合計
寝屋川南部 流域	維持管理費	1,149,949	1,106,014	1,040,900	996,368	976,679	5,269,910
	建設費	1,718,948	1,383,683	1,503,975	1,367,844	1,485,114	7,459,565
	計	2,868,897	2,489,697	2,544,875	2,364,212	2,461,793	12,729,475
大和川下流 流域	維持管理費	3,064	2,735	3,454	2,993	2,612	14,858
	建設費	429	344	354	516	515	2,157
	計	3,493	3,079	3,807	3,509	3,127	17,015
大阪市(公共)	計	105,405	96,436	100,343	99,176	92,050	493,410
合 計		2,977,796	2,589,212	2,649,026	2,466,897	2,556,970	13,239,900

(2) 流域下水道等負担金の負担基準

流域等	下水道方式	維持管理費の負担基準	建設費の負担基準
寝屋川南部流域	合流 一部分流	大阪府供用開始面積と各市供用開始面積との平均面積比	計画面積比
大和川下流流域	分流	一定部分は受益水量比、残り部分は計画水量比	計画面積比
大阪市(公共)	合流	管渠費用は幹線毎の計画面積比、処理場等費用は供用開始面積比	管渠は幹線毎の計画水量比、処理場等は計画水量比

2. 意見

(1) 維持管理費の負担基準の見直し(寝屋川南部流域下水道)

① 汚水処理費について、汚水流入量を負担基準に加えることの検討

寝屋川南部流域下水道の維持管理費に関する負担金は、「府供用開始面積と各市供用開始面積との平均面積」を基準として各市の負担割合を算定している。

しかし、面積を基準とすることには次のような不合理な点があると考えられる。

- 1) 管渠の維持管理には面積に関連するものがあるとは思われるが、多額な費用がかかる処理場及びポンプ場の運転・維持管理は、面積よりは下水流入量との関連性が高いと考える。
- 2) 当該流域下水道は合流式区域が多く雨水も流入する。雨水流入量は、ある程度面積に比例すると考えられるが、汚水流入量は面積に比例しない。そして、処理場への流入量は、雨水より汚水の方が圧倒的に多い。

維持管理費は汚水処理費と雨水処理費に区分されるが、このうち汚水処理費の負担基準を面積としているのは合理的ではなく、汚水流入量(各市の流入量は不明であるため実質的には各市の上水道の有収水量)により按分する方がより合理的な方法と考える。

有収水量を基準として汚水処理費負担金を試算すると、次のような結果となる。

(平成14年度汚水処理費負担額の試算)

市町村	現在の負担割合及び金額		有収水量比による負担金額計算			負担増減額 (千円)
	負担割合	金額(千円)	有収水量(千㎡)	有収水量比	金額(千円)	
大阪市	3.90%	87,441	4,014	5.75%	128,754	41,313
八尾市	32.53%	728,576	19,437	27.84%	623,467	△ 105,109
大東市	3.83%	85,859	3,187	4.56%	102,227	16,368
柏原市	4.96%	110,974	2,500	3.58%	80,191	△ 30,783
藤井寺市	0.32%	7,243	101	0.14%	3,240	△ 4,003
東大阪市	54.45%	1,219,280	40,575	58.12%	1,301,495	82,215
合計	100.00%	2,239,373	69,814	100.00%	2,239,373	0

(注) データの出所：平成14年版下水道統計・財政編(社団法人日本下水道協会)

なお、八尾市の平成14年度負担額は汚水処理費のほか雨水処理費等267,792千円があり、合計で負担額は996,368千円である。ここでは、汚水費負担額のみを記載している。

なお、負担基準の見直しに当たっては、次の事項にも留意が必要である。

1) 汚水処理費は汚水流入量に正比例する費用ばかりではなく、固定的に発生する費用もある。

2) 新処理場（竜華水環境保全センター）の建設が進められているが、当該処理場内の水処理設備については下水流入量の増加見込みに応じて順次増設していくため、当面の間は建物の一部は未利用状態となる。この未利用部分に係る維持管理費は下水道整備が遅れている市も負担すべきものと思われる。

市は現状及び今後の状況を適確に認識し、合理的な負担基準を十分に検討したうえで、流域下水道関係市と協議を行う必要があると考える。

## (2)維持管理費の負担基準の見直し（大阪市公共下水道）

大阪市公共下水道の維持管理費負担金の算定は、管渠費用は幹線毎の計画面積比を基準とし、処理場等費用は供用開始面積を基準としている。

処理場等費用は汚水処理費と雨水処理費に区分できるが、このうち汚水処理費については、上記(1)①と同様の理由で流入量を基準に加えることが適当と考える。大阪市と十分協議することが望まれる。

## VIII 経費削減対策

### 1. 人件費

#### (1)概要

管渠築造費の金額推移及び各費用のうち人件費の率、一人当たり人件費等の推移は次のとおりである。

管渠築造費(当初予算対応の決算額)

(単位：千円)

項目		平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	H15/H11
当年度建設事業費	A	10,318,074	11,250,230	9,453,090	7,964,022	7,897,835	76.5%
事務費	B	37,523	31,958	32,374	33,390	27,429	73.1%
人件費	C	509,214	516,950	512,033	486,693	462,686	90.9%
管渠築造費計	D	10,864,811	11,799,138	9,997,497	8,484,105	8,387,950	77.2%
人員	E	57人	58人	56人	57人	56人	98.2%
人件費/管渠築造費率	C/D	4.7%	4.4%	5.1%	5.7%	5.5%	117.7%
一人当たり人件費	C/E	8,934	8,913	9,143	8,538	8,262	92.5%

(注)当年度建設事業費は、(建設事業費決算額+翌年度への繰越額-前年度からの繰越額)で計算している。

## (2)意見

### ① さらなる業務効率化の検討

管渠築造費に対する人件費比率が増加傾向にある。

今後の下水道管渠工事が幹線管渠整備から面整備（末端管渠整備）に移行するなかでは、建設事業費の金額規模の減少が職員の業務量の減少に直接結びつかないこともあると思われる。また、一定の超過勤務時間の削減や事務効率化を行っているとのことである。しかし、職員の業務内容の分析を実施し、さらなる業務効率化の検討により、人件費負担率を減少させられないかの検討が望まれる。

## 2. 不明水減少対策

### (1)概要

不明水とは、終末処理場に流入する原因不明の水のことであり、その水量は、下水処理量と流入量（測定は有収水量）との差として把握されている。なお、合流下水道の場合は雨水流入量推定値を除外している。

### (2)意見

#### ① 不明水減少対策の推進

寝屋川南部流域下水道の不明水は 37.5%（平成 14 年度）で、大阪府内全流域平均の 15.7%に比べかなり高い。

多量の不明水の流入には、次のような問題点が指摘されている。

- (A) 汚水処理は本来受益者が負担すべきものであるが、不明水は受益者が特定されないため料金収入のない費用が発生しており、経済性の面で問題である。
- (B) 不明水の流入があるため、正規の下水を処理する能力が奪われている。

八尾市は、テレビカメラによる管渠調査等の不明水調査を実施しているものの、下水道整備を優先していることもあり、十分な効果が得られていないのが現状とのことである。

高い不明水率の原因は、一般的な発生原因（管渠の接続部分からの浸入水等）によるものだけとは考えにくい。寝屋川南部流域関連の他市と協力のもと、八尾市においても多量の不明水が発生する原因を早急に追求し、不明水減少対策を講じることが望まれる。

## IX 契約事務

### 1. 概要

#### (1) 平成 15 年度下水道工事及び業務の契約方式別の実績

下水道事業における平成 15 年度の契約方式別の契約状況は次のとおりである。

##### (A) 工事請負

契約区分	予定価格総額 (千円)	契約金額総額 (千円)	件数	平均落札率 <sup>(注)</sup>	
				(a)	(b)
条件付一般競争入札	1,897,560	1,806,389	6	95.20%	93.93%
指名競争入札	2,453,199	2,227,218	58	90.79%	91.43%
随意契約 (130万円以上)	—	385,411	68	—	—
随意契約 (130万円未満)	—	46,125	60	—	—
合 計	—	4,465,143	192	—	—

(注) 平均落札率(a) : 「契約金額総額 / 予定価格総額」で計算

(b) : 「契約毎の落札率の合計 / 契約件数」で計算

随意契約(130万円以上)の主なものは、管渠本体工事(競争入札)に関連する付帯工事で国補助対象外部分を別契約(随意契約)としているものである。

##### (B) 業務委託

契約区分	予定価格総額 (千円)	契約金額総額 (千円)	件数	平均落札率 <sup>(注)</sup>	
				(a)	(b)
指名競争入札	382,148	338,457	41	88.57%	91.35%
指名競争入札 (予定価格非公開)	—	18,060	4	—	—
随意契約 (50万円以上)	—	180,054	85	—	—
随意契約 (50万円未満)	—	5,017	15	—	—
合 計	—	541,588	145	—	—

(注) 平均落札率(a)及び(b)の計算式は、上記(A)と同じ

### 2. 意見

#### (1) 契約変更の場合の承認手続

契約条例第3条で、「議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 150 百万円以上の工事又は製造の請負とする。」と定めている。

平成 14 年度に契約締結した小阪合排水区第 6 工区工事については、当初予定価格は 141 百万円、契約金額 132 百万円であったが、平成 15 年度に増額変更を実施した結果、変更後契約金額が 150 百万円を超えることとなった。

当該契約変更のように変更後契約金額が 150 百万円を超えるケースは近年事例がなく、下水道部及び契約検査室では、変更後 150 百万円以上となった契約について議会の議決が必要であることについて判断を誤り、助役決裁で処理したとのことである。

その後、当該ケースの場合は議会の議決が必要であることを認識し、平成 16 年 12 月 8 日に当該契約の追認議案を提出、同月 24 日の市議会定例会の本会議において議決された。

八尾市事務処理規程別表 1 に契約変更の場合も含め契約締結その他財務に関する事項の決裁権限者区分が明記されている。しかし、規定事項の種類も多くまた同表は一覧性に欠ける点もあるように思える。今後、契約変更事務などの事務処理に関してのミスを防止するために、ケース別にわかりやすく記載した事務処理の手引書やチェックリストを作成し、その運用を徹底することが必要である。

### (2) 指名競争入札の入札参加者の増加、公募型指名競争入札への早期移行

平成 15 年度の指名者数の実績を見ると、工事請負では平均 7.2 者、業務委託では平均 6.3 者である。

指名者数	工事(件)	業務(件)
9者	2	0
8者	13	0
7者	36	17
6者	6	24
5者	1	4
合計	58	45
平均	7.2者	6.3者

一般的に、入札参加者が多いほど競争性が高まると言われている。これから考えると、市の指名業者数は少なく競争性が低いのではないかと思われる。

より競争性を高めるためには、入札参加業者数を増加させる必要がある。

平成 16 年度秋から、一部の契約について公募型指名競争入札を実施しているが、この方法を指名競争入札による契約すべてにおいて取り入れ、資格を有する業者が希望する時に希望する入札に自由に参加することにより、入札参加者を増加させることが必要と考える。

なお、公募型指名競争入札に移行するまでの間、従来の指名競争入札にあっては指名業者数を増加させる（できれば現在の倍以上）ことが求められる。

また、市内業者育成のためとの理由で指名競争入札の参加資格者を市内業者に限定しているが、市外業者にも門戸を広げ、より競争性を高めることが必要と考える。

### (3) 資格基準の見直し

下水道工事の資格基準は、建設業法に定める経営事項審査結果の総合数値により区分している。しかし、下水道工事の工法によっては、資格基準を満たしていてもその工事の技術を持たない業者が存在する。

現在は、該当資格ランクの中で、その工事の難易度をこなせるであろう者の中から指名をしているとのことである。しかし、指名の透明性を高めるため、公募



型指名競争入札を実施するためには、下水道工事の技術力をより重視した基準をもって資格区分を決定し公開する必要があると考える。

#### (4) 入札手続の改善

##### ① 電子入札の導入促進

市担当者の説明によると、「平成 16 年度に下水道工事で 2 件の運用を実施した。次年度以降は、件数・対象を拡大していく予定。なお、現時点では、いつまでに全面移行という期限は設けていない。」とのことである。

しかし、平成 16 年度を目標に電子入札システムの開発を進めてきたものであり、運用においても、完全移行の目標期限を設定し、それに至るまでのスケジュールを立てる必要があると考える。

##### ② 入札参加業者の事前公表及び入札関係資料配布方法の改善

現在、指名競争入札において、入札参加業者名は入札日の前に公表されている。また、入札説明会の実施は省略されているが、入札参加業者に対し、場所を指定して短い時間内に関係資料が配布されている。

談合等の不正行為防止の徹底及び競争性向上のために、入札参加業者の公表は事前ではなく入札実施・落札者決定後とするべきであると考え。

事後公表に切り替えた場合、資料配布方法についても、配布期間を数日間とする、ホームページに掲載する、電子メールや郵便で送る等改善が必要である。

また、現在は入札場に一同に会して入札・開札を実施しているが、郵送による入札を実施することが望まれる。入札参加者が顔を合わせる機会をなくすという点に加え、入札参加者が市役所に足を運ばなくても良いという行政サービス面の優位性があると考え。

### < 全体的項目 >

#### X 下水処理に関する計画

##### 1. 下水道に関する全体計画等の見直しに関する意見

##### (1) 寝屋川南部流域の市街化調整区域 (765ha)

寝屋川南部流域の平成 15 年度末下水道整備済面積は 1,831ha で、事業認可面積に対して 69.2% である。監査人が市担当者に対する施設建設及び財政等についてのヒアリングに基づき、整備人口普及率 96% (ほぼ市街化区域の人口比率) に達する年度を推測すると、ケース A (注1) の場合は平成 26 年度、ケース B (注2) の

場合は平成 32 年度という結果となった。都市計画や事業認可がない市街化調整区域の下水道整備はさらにその後になるものと思われる。

このような状況において、全体計画をこのままとしておくことは、次のような問題点があると考ええる。

- 1) 寝屋川南部流域下水道の建設費負担金の算定基準は全体計画面積であり、計画決定のない部分(765ha)についても建設費負担金の基礎に算入されている。遠い将来のための費用を現在払い続けていることは経済合理性に欠けると考える。
- 2) 下水道計画があるため、区域内住民は近い将来に下水道整備がされることを期待する。そのため、合併処理浄化槽の設置意欲が後退し、水洗化が進まないのではないかと考える。

これら事情を勘案すると、当該区域を流域下水道事業の全体計画区域から除外することを検討してはどうかと考える。その場合、大阪府が実施している流域下水道幹線管渠の整備の方が八尾市の管渠整備よりも進んでいる状況を考慮して、寝屋川南部流域下水道を利用している他市と十分に協議することが必要であると考ええる。

(注 1) ケース A は、平成 22 年度に普及率 85% を達成し、その後もその水準の管渠築造費額を維持した場合

(注 2) ケース B は、平成 19 年度以降も平成 18 年度の水準の管渠築造費を継続した場合

## (2) 大和川下流流域の区域 (西部流域 4ha、東部流域 1ha)

八尾市の行政区域のうち 5ha のみが大和川の南に位置している。当該区域は、計画決定はしているものの事業認可は受けていない。

当該区域には住戸がなく居住者はいない。民間企業の建物があるが、排水規制の対象とならない工場である。大和川下流流域において下水道計画があることにより、八尾市は当該流域下水道事業の建設費及び維持管理費の一部を負担し続けている。

これら事情を勘案すると、当該区域を流域下水道事業の全体計画区域から除外し、汚水処理について他の方法を推進することを検討してはどうかと考える。

## 2. 八尾市全域の汚水処理の推進に関する意見

平成 15 年度末現在で、生活雑排水の未処理人口は約 37% と高く、公共用水域の水質保全及び生活環境改善のためには、生活雑排水の処理化を推進することが求められる。

- ① 下水道整備が後順位となる地域の住民に対して、合併処理浄化槽設置等の判断に資するため、各区域の整備目標年度を示すことが望まれる。
- ② 合併処理浄化槽の設置促進及び下水道供用開始後の下水道への切り替え促進のために、下水道供用時点で合併処理浄化槽設置年数が浅い者に対しては、別途補助金制度を創設する、その他助成制度を設ける等の検討を提案する。
- ③ 下水道整備計画区域外については、市として合併処理浄化槽 100%設置目標年度を設定したうえで、普及啓発事業をより積極的に実施することが望ましい。

## XI 公共下水道事業特別会計の財政及び地方債

### 1. 概要

下水道特別会計の公債費、地方債残高、繰入金は増加傾向にある。総合計画の第4期実施計画書において、平成22年度の下水道整備目標値として整備人口普及率85%が掲げられている。

### 2. 検討

下水道は整備途上にあり、今後も多額の投資が必要と見込まれる。しかし、平成17年度以降の将来の財務データは公表されていないため、公債費、地方債残高、繰入金の増加傾向が今後どのように展開するのか不明である。

そのため公債費、地方債残高、繰入金の増加傾向はいつまで続くのか、また増加が続くようであれば市の財政への影響はどの程度であるのかを検証する必要があると判断した。

目標である平成22年度末に普及率85%を達成する場合の下水道特別会計の状況を次のとおりと予測する。

平成22年度に普及率が85%に達する場合の下水道特別会計の収支の推移 (単位：百万円)

項目	実績	当初予算	監査人予測					
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
歳出総額	17,603	19,045	16,744	16,369	20,685	21,018	21,319	21,432
管理費	362	400	426	430	437	444	450	457
管渠築造費	8,613	9,292	6,909	6,269	10,452	10,453	10,453	10,453
流域下水道費	2,557	2,654	2,487	2,497	2,507	2,517	2,527	2,537
公債費	6,071	6,693	6,922	7,173	7,289	7,604	7,889	7,985
予備費	—	4	—	—	—	—	—	—
歳入総額	17,908	19,045	16,744	16,369	20,685	21,018	21,319	21,432
受益者負担金	209	246	214	207	257	257	257	257
使用料	2,425	2,502	2,687	2,786	2,951	3,116	3,281	3,447
国庫補助金	2,555	2,628	1,961	1,782	2,916	2,916	2,916	2,916
市債	6,628	7,365	5,691	5,288	7,919	7,920	7,920	7,920
公共下水道債	5,154	5,843	4,346	3,943	6,574	6,575	6,575	6,575
流域下水道債	1,474	1,522	1,345	1,345	1,345	1,345	1,345	1,345
繰越金・その他	444	226	—	—	—	—	—	—
繰入金	5,646	6,078	6,191	6,306	6,642	6,809	6,945	6,892
普及率		70.48%	72.30%	73.96%	76.72%	79.48%	82.23%	85.00%

また、その後もこのペースを維持した場合、市街化区域（人口約96%）での下水道事業の完成は平成26年度となる。その場合の、地方債残高のピークは平成26年度末（1,288億円）と予測される。なお平成15年度末の八尾市の行政人口（274,448人）から計算すると八尾市民一人当たりの下水道に係る地方債残高のピークは約47万円となる。

公債費のピークは平成30年（94億円）と予測される。

### 3. 意見

#### （1）財政を考慮した下水道計画の見直し

平成22年度までに下水道の普及率を85%にするという目標の達成に必要な投資額（管渠築造費）を試算すると、平成19年度以降に総額で418億円となる。

平成22年度においては一般会計から下水道特別会計への繰入金は年間約69億円が必要と推測され、平成15年度の実績56億円から約12億円の増加となる。公債費については平成22年度以降も増加を続け、平成30年度まで増加は続くと言測される。

八尾市の平成15年度の一般会計歳出額861億円、土木費歳出額118億円であり、一般会計から下水道特別会計への繰入金はこの土木費からなされている。現在の一般会計及び土木費の規模から考察するに、年間約69億円規模で下水道特別会計への繰入を行うことは困難と思われ、市の財政に与える影響は極めて大きいといえる。

下水道普及のために生じる財政的な負担に市がどの程度まで対応できるのかについて再度検討を行い、下水道の整備計画について財政面でも実行可能なものに見直す必要がある。

現在も下水道部内部では独自に長期的な下水道整備計画は作成されているようであるが、財政的側面からの検討が十分でなく、また市全体で合意されている予測ではないとのことである。下水道部、財政課をはじめ、市として財政を考慮した上で計画をたて、かつ適時に見直す体制を作る必要がある。